

# にしかつら

2014

July

No.450

平成 26 年

7

月号



## 主な内容

- 各種給付金の支給・・・P2・P3
- 西桂町職員募集・・・P5
- インフォメーション・・・P12
- 行事予定・人の動き・・・P15
- フォトニュース・・・P14・P16

Photo :

「第40回

三ツ峠歩け歩け運動」

# 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）

## 子育て世帯臨時特例給付金の

## 支給について

平成26年4月から消費税が8パーセントへ引き上げられており、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

### 臨時福祉給付金

#### 〔支給対象者〕

以下の条件を満たしている方  
 ●平成26年1月1日において、西桂町の住民基本台帳に登録されている方。  
 ●平成26年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方。

ただし、以下の条件を満たす方は支給対象外となります。  
 ①あなたを扶養している方が課税される場合  
 ②生活保護制度の被保護者となつている場合

- ③中国残留邦人等に対する支給給付の受給者である場合
- ④国立ハンセン病療養所等入所者家族生活支援費の受給者である場合
- ⑤ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者である場合

#### 〔外国人の方の場合〕

※短期滞在者及び不法滞在者については、支給の対象にはなりません。  
 下記に該当する方は、扶養関係に関わらず臨時福祉給付金の支給対象となる可能性があります。

- ①配偶者からの暴力を理由に避難されており、現在西桂町にお住まいの方（DV被害者）
- ②児童福祉施設に入所している児童等で、現在西桂町にお住まいの方
- ③障害者や高齢者で虐待を受けている方で、平成26年1月1日時点の住民票所在市区町村が西桂町の方

#### 〔給付金の額〕

支給対象者1人につき1万円

- 支給対象者のうち、以下のいずれかに該当する方には、1人につき5千円を加算します。
- ①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等（平成26年6月 年金額改定通知書の真ん中上付近「年金★」の記載を確認）
  - ②児童扶養手当
  - ③特別児童扶養手当
  - ④障害児福祉手当
  - ⑤特別障害者手当
  - ⑥経過的福祉手当
  - ⑦原爆被害者諸手当
  - ⑧毒ガス障害者対策手当
  - ⑨ガス障害者対策手当
  - ⑩予防接種法に基づく健康被害救済給付金（注4）
  - ⑪新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金
  - ⑫（医薬品副作用被害救済制度の）副作用救済給付又は（生物由来製品感染等被害救済制度の）感染救済給付

### 子育て世帯臨時特例給付金

#### 〔支給対象者〕

以下の条件を満たしている方

- ①平成26年1月1日において、町の住民基本台帳に登録されている方
- ②平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給されている方（※特例給付とは、

#### 〔対象児童〕

- 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
- ①「臨時福祉給付金」の対象となる児童は除きます
  - ②生活保護の受給者となつていない児童は除きます

### 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の手続きについて

#### 申請書の受付開始日

平成26年7月1日（火）

※申請書は、6月中に対象と思われる方については、事前に郵送しています。対象と思われる方で申請書が届いていない方は、左記までお問い合わせ下さい。

#### 申請書の提出期限

平成26年10月1日（水）

**申請書の提出場所**

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金ともに申請書の提出場所は、西桂町いきいき健康福祉センターです。

**支給方法**

金融機関への預金（貯金）口座への振込みとなります。預金（貯金）口座は、世帯主または世帯主以外の世帯員の名義に限ります。なお、子育て世帯臨時特例給付金は児童手当の受給者の口座です。

**代理による申請・受給**

支給対象者に代わって申請・受給が行えるのは、次のいずれかの方となります。（※申請のみの代理も可能）

- ①平成26年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
- ②法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- ③親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で町長が特に認める方

**振込期日**

県内の市町村が一斉に振込を行うため、預金（貯金）口座への振込には1ヶ月から1ヶ月半程度（ゆうちょ銀行については1ヶ月半程度）の期間がかかる場合があります。

**窓口申請受付**

申請書の窓口受付は下記のとおりです。  
期 間：平成26年7月1日から10月1日まで（土日祝日を除く）  
受付時間：8時30分～17時15分まで

- 審査の結果課税されること  
が確認された方（臨時福祉給付金の対象とならない方）  
について、その旨を役場より郵送にてお送りします。
- 平成26年1月1日から支給決定がされる前の間に亡くなられた方については、支給の対象にはなりません。
- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、給付金を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、西桂町が確認等を行った上でなお必要な修正ができなかったとき

は、申請は取り下げられたものとみなします。

- 臨時福祉給付金の支給後に支給対象者の要件に該当しなくなった方、又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた方に対しては、支給した臨時福祉給付金（以下「不当利得」という。）の返還を求めるとします。
- 不当利得が加算分のみである場合は、支給した加算分の臨時福祉給付金の返還を求めるとします。
- 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することはできません。

**申請書方法**

- ①申請書に必要事項を記入
  - ②確認書類の写しの準備
- 次の【ア】、【イ】を準備してください。

- 【ア】支給対象者（申請・受給者またはその代理人）  
名義の振込通帳の見開き部分またはキャッシュカードの写し
- 【イ】顔写真入りの証書や手帳等写し（以下の※本

**Q. 顔写真入りの証書や手帳を持っていない方はどうするのですか？**

A. 顔写真の入っていない次の書類等の写しでも結構です。

- 住民基本台帳カード（写真なし）
- 母子健康手帳
- 年金手帳
- 身体障害者手帳
- 福祉手帳
- 印鑑登録証明書
- 健康保険証

**※本人確認書類について**

代理申請・受給を希望される場合は、支給対象者に加え、代理人の本人確認書類（必要に応じて代理関係を確認できる書類）も添付してください。外国人の方の本人確認書類は、在留資格等を確認する必要があります。在留カード、特別永住者証明書、一時庇護

許可書、仮滞在許可書又は在留カードのいずれかの写しとなります。

加算対象で以下に該当する方は年金額改定通知書及び年金証書の写し等の添付が必要です。

- 65歳未満の（昭和24年3月2日以降に生まれた）方で、加算対象の年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等）を受給しており、以下①～④に該当する方
- ①平成26年1月2日以降に他市区町村へ転出した方
- ②日本年金機構に住民票の住所ではなく他市区町村の住所を住所として登録している方
- ③共済組合等が支給する年金のみを受給している方
- ④年金額改定通知書が送付されていない方

**お問い合わせ先**

- ＜臨時福祉給付金＞  
福祉保健課  
（いきいき健康福祉センター）  
電話番号  
0555-25-4000
- ＜子育て世帯臨時特例給付金＞  
税務住民課（西桂町役場）  
電話番号  
0555-25-2121

# 介護保険料特別徴収（年金天引き）納付額を平準化します ～ 8月の仮徴収額が変更になる場合があります～

介護保険料の徴収方法が特別徴収（年金天引き）の方には、7月上旬に「介護保険料納入通知書 兼 特別徴収開始通知書」を発送します。平成26年度の介護保険料年額および年金支給月ごとの徴収額が記載されていますので、ご確認ください。

## 『仮徴収』と『本徴収』

介護保険料の特別徴収（年金天引き）は、4月・6月・8月を『仮徴収』、10月・12月・2月を『本徴収』として納めていただいています。保険料は前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでは前年度2月の天引き額と同じ額を『仮徴収』として納めていただきます。年間の保険料確定後に、すでに仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を『本徴収』として納めていただきます。

## 『平準化』とは

収入の変動や介護保険料の改定により、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまいます。そこで、1年間を通じてできるだけ均等な額となるよう8月の天引き予定額を調整し、『平準化』を行います。

平準化により、来年度以降は、年度の前半と後半に天引きされる保険料の差が緩和されます。  
※今回の平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。

### <平準化参考例 ～介護保険料年額 60,500円（第4段階）の方の場合>

例<8月の仮徴収額が減額変更になる方の例 ～前年度2月の納付額が14,200円の時> 単位：円

	前年度	仮徴収額			本徴収額			年間保険料
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平準化前	14,200	14,200	14,200	14,200	6,100	5,900	5,900	60,500
				↓	↓	↓	↓	
平準化後	14,200	14,200	14,200	2,100	10,000	10,000	10,000	60,500

H 26. 2月と同額

変更額

介護保険料年額から  
仮徴収額分を  
差し引いた残額

**お問い合わせ先**

福祉保健課 福祉係（いきいき健康福祉センター）

やまなし子育て応援  
カードの利用拡大と  
旧応援カードの  
廃止について  
(平成26年8月31日)

やまなし子育て応援カードは、平成25年11月より対象家庭を「県内の18歳未満の子どもまたは妊婦がいるすべての子育て家庭」に拡大し、新しいカードに生まれ変わりました。

ステッカーを掲示した協賛店舗に応援カードを提示すると、料金割引や粗品進呈などのサービスを受けることができますので、多くの子育て家庭で交付を受けていただけますようお願いいたします。

これに伴い、平成25年10月末までに交付されたやまなし子育て応援カード（以下、旧応援カード）は、平成26年8月31日をもって廃止します。

旧応援カードをお持ちの方は、西桂町福祉保健課窓口にて新応援カードへの移行をお願いいたします。

◇交付先

西桂町いきいき健康福祉センター内 福祉保健課

◇持ち物

一番下のお子様の保険証

◇問い合わせ先

福祉保健課福祉係

# 西桂町職員募集

西桂町では、平成 27 年度に、職員の採用を予定しています。  
希望される方は下記の受験資格を確認して、申込みをして下さい。

## 1. 採用職種

事務職 若干名  
土木職 1名

(大学を卒業した者・土木を専攻とする大学を卒業した者及び卒業見込の者並びにこれと同程度の学力を有する者)

## 2. 受験資格

### (1) 年齢要件

昭和 61 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた者

### (2) 住所要件

西桂町内在住者又は採用後西桂町内に在住できる者

### (3) 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 成年被後見人及び被保佐人(準禁治産者を含む)
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ⑤ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3. 申込方法

### (1) 申込用紙請求先

西桂町役場総務課窓口 電話 25-2121

### (2) 受験申込受付

【受付期間】平成 26 年 7 月 22 日(火) から  
平成 26 年 8 月 11 日(月) まで

【受付時間】午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで  
(土・日・祝日を除きます。)

【受付場所】西桂町役場 総務課総務係 (2 階)

【その他】

- ① 郵送の場合は、平成 26 年 8 月 11 日までの

消印のあるものまで受付します。

- ② インターネットでの申し込みは、西桂町ホームページ又は、「やまなし申請・予約ポータルサイト」をご覧ください。

西桂町ホームページ

<http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>

やまなし申請・予約ポータルサイト

<http://www.ycma.jp/>

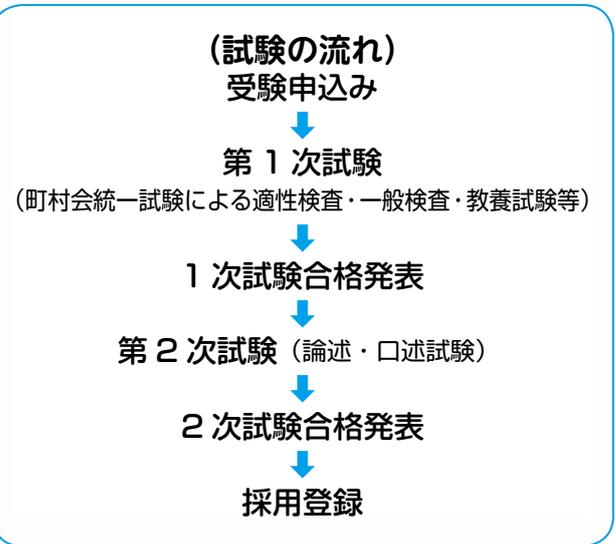
## 4. 試験の日時及び場所

### 【第一次試験】

日時：平成 26 年 9 月 21 日(日) 午前 9 時  
(受付は午前 8 時 30 分～時間に遅れた者は受験できません)  
場所：山梨大学甲府西キャンパス  
住所：甲府市武田 4-4-37  
※土木職については西桂町役場が試験会場になります。

### 【第二次試験】

日時：平成 26 年 10 月 27 日(月)  
場所：西桂町役場



## 平成 25 年度中の情報公開実施状況

実施機関	請求 件数	左の請求後の対応結果			対応結果のうち 不服申し立て件数
		公開	部分公開	非公開	
西桂町	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件
西桂町教育委員会	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
西桂町選挙管理委員会	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
西桂町公平委員会	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
西桂町監査委員会	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
西桂町農業委員会	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
西桂町固定資産評価審査委員会	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
西桂町議会	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

西桂町情報公開条例の規定に従い、平成 25 年度中の各機関の情報公開について下記のとおり公表します。

## 情報公開実施状況

# 医療についてのお知らせ

## ■納付方法について

特別徴収（年金より直接天引き）の方には、7月中旬に保険料決定通知書及び納入通知書が送付され、10月以降（12月、翌年2月）に天引きされます。

また翌年度4月以降の仮徴収額は、2月時の特別徴収額と同額になります。

既に仮徴収されている方は、本算定された年額から4・6・8月に納めていただいた金額を控除した差額が10・12・翌年2月の3回に分けて天引きされます。

普通徴収の方（納入書等により直接金融機関等で納める方あるいは口座振替を申請された方）は、7月中旬に保険料決定通知書及び納入書が送付されます。納期は年8回（7月から翌年2月まで毎月）となっております。

また後期高齢者医療保険料についてはコンビニエンスストアでは納付できませんのでご注意ください。

口座振替の方については、記載された納期限に口座より引き落としされます。納付期日をご確認の上、納め忘れや残高不足のないようご注意ください。

また、各納期限までに納付がない場合には、翌月20日頃に督促状がお手元に届きますので、ご了承ください。

## ■保険料の軽減について

平成26年度から均等割5割軽減と2割軽減の対象が拡大されました。

### 【軽減一覧表】

平成26年度では後期高齢者医療保険料の軽減は次のようになっております。

### ◆均等割軽減（均等割額 40,490 円）

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等に応じて軽減されます。

軽減割合	判定方法	軽減額	軽減後均等割額
9割軽減	基礎控除額 33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入 80万円以下（その他の所得がない）の世帯	36,441円	4,049円
8.5割軽減	基礎控除額 33万円を超えない世帯	34,416円	6,074円
5割軽減	「基礎控除額 33万円 + 24.4万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	20,245円	20,245円
2割軽減	「基礎控除額 33万円 + 45万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	8,098円	32,392円

※ 基礎控除額などは税制改正などで今後変わることがあります。

※ 公的年金を受給されている方は、均等割軽減判定時に15万円が控除されます。

### ◆所得割軽減

基礎控除額 33万円控除後の総所得金額が 58万円以下の方は、所得割を 5割軽減します。

### ◆被用者保険の被扶養者に対する 9割軽減

被用者保険の被扶養者であった方は、均等割が 9割軽減され、所得割は課せられません。

お問い合わせ先 税務住民課 住民係

# 平成26年度 後期高齢者

## ■後期高齢者医療被保険者証について

新しく有効期限が平成 27 年 7 月 31 日の後期高齢者医療被保険者証が交付されます。

新しい後期高齢者医療被保険者証は「薄紫色」となります。

被保険者の皆様のお手元には **7月下旬には簡易書留** にて郵送されます。新しい被保険者証はお手元に届きました日よりお使いになることができます。

現在お使いの被保険者証は、8 月以降お使いになれません。古い被保険者証につきましては、個人情報に記載されていますので、裁断するなどして廃棄していただきますようお願いいたします。

## ■限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用・標準負担額減額認定証につきましては平成 26 年 8 月 1 日より新しいものとなります。こちらの証の色は変更ありませんが、有効期限が平成 27 年 7 月 31 日までのものとなり、被保険者証に同封し郵送いたします。

前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付させていただきます。

## ■後期高齢者医療保険料について

### 【平成 26・27 年度の保険料率について】

後期高齢者医療制度は、2 年ごとに保険料率を見直すこととされていることから、このたび平成 26・27 年度の保険料率を決定しました。剰余金等を活用することで、保険料上昇の抑制を図っています。

平成 24・25 年度		⇒	平成 26・27 年度	
均等割額	39,670 円		均等割額	40,490 円
所得割率	7.86%		所得割率	7.86%

平成 26 年 7 月に平成 26 年度後期高齢者医療保険料が決定されます。平成 26 年度後期高齢者医療保険料は平成 25 年中の年金や給与・農業・不動産といった収入に基づいて算定され、平成 26 年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間分をそれぞれの納付方法に応じた納期回数で除した金額で各期納めていただきます。

平成 26 年度の 7 月算定時に賦課対象とする被保険者の方は平成 26 年 7 月 1 日までに資格を取得されている方です。また以降の月において、資格を取得した被保険者の方へは、取得月の翌月に通知書等を送付いたします。

### 【保険料賦課限度額について】

保険料賦課限度額が 57 万円に引き上げられました。

どんなに所得の高い方でも、年間 57 万円が上限になります。



# 税率の改正について

特別徴収される方は、当年度の税額が確定するまで（6月まで）は仮の税額を年金から納めていただきます。税額が確定したら、仮徴収額を差し引いた残りの額を本徴収として納めていただきます。

既に特別徴収されている方は、前年度2月と同額を、仮徴収期間は納めていただきます。65歳になり、特別徴収に変更となる初年度の仮徴収税額の算定方法は前年度を基に算出します。下記に該当する場合は特別徴収できませんのでご了承ください。

- ・年金が年額18万円未満
- ・国保税と介護保険料の天引き額の合計が、年金額の2分の1を超える
- ・世帯主が会社の健康保険などの被用者保険又は後期高齢者医療制度の加入者である
- ・世帯の国保の被保険者に65歳未満の方がいる

なお、国保税の納付方法を特別徴収から口座振替に切り替える申出（審査あり）をしていただくことにより、特別徴収を中止することができます。

## 4. その他税務係より

### ・税金の期限内納付を心がけましょう

税は、まちづくりを支える大切な財源です。町では、町税などを納付した皆さんとの公平を保つため、町税を滞納し納税指導等に従わない方に対し差押え等の滞納処分を強力に推進していきます。納期限までに税金を納付していない状態を滞納といいますが、滞納すると、本来納めるべき税金の他に延滞金を納めなければなりません。また、滞納者が税金を滞納したまま放置しておく、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく、強制的に財産の差押えや公売などの滞納処分を受けることとなりますので納期限内に納税されますようお願いいたします。

### ・滞納解消に向けた取り組み

町では、滞納解消へ向け、次のような取り組みを行っています。

**納税相談** 町税を納期限までに納めることが困難な場合はご相談ください。

**納税催告** 納期限が過ぎても納付のない方に対し、文書催告書の送付、電話催告、自宅訪問を行います。

**財産調査** 滞納者の財産を官公署・金融機関・生命保険会社などに対し調査します。

**給与調査** 滞納者が給与所得者である場合、給与の差押えをするために、勤務先に対する給与調査を行います。

**滞納処分** 土地・建物など財産がある滞納者に対し差押えを行います。差押え後も納付にならない場合は、やむを得ず、差押えた財産の公売を行うこととなります。

また、預貯金、給与、自動車、生命保険なども差押えの対象となります。

### ・町税等の納付は便利な口座振替をご利用ください

#### 手続きについて

預金口座のある以下の西桂町指定（収納代理）金融機関に通帳の届出印及び納税通知書をお持ちになれば簡単にできます。

**指定金融機関** 山梨中央銀行の本・支店

**収納代理機関** 山梨県民信用組合の本・支店 山梨信用金庫の本・支店 都留信用組合の本・支店

※振替開始・解約は、20日までに金融機関へ申し込まれたものが翌月の納期分から振替開始（停止）となりますので、必ず納期をご確認のうえお申し込みください。

※預貯金口座解約及び口座振替依頼解約の際には、解約依頼をご利用の金融機関へ提出してください。その際には、納期の確認をお願いします。

# 国民健康保険税の

## 1. 国民健康保険制度について

国民健康保険制度は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている方を除いた全ての方が加入する制度で、病気やけがをしたとき、安心して医療機関を受診できるように、相互扶助のため、加入者の方からの保険税や、国・県などの負担金、町からの繰入金を主な財源とし、特別会計として独立採算で運営しています。

## 2. 国民健康保険財政について（以下、国民健康保険を国保とする）

近年の国保財政は、長引く景気の低迷による国保被保険者の増加に伴う診療件数の増加や高齢者の医療費増加等により、大変厳しい状況にあります。特に、高額医療対象者の大幅な増加に伴い、著しく医療費が伸びており、国保財政の不測の事態に備えて積み立ててきた国保財政調整基金を取り崩しながら、財源不足を補ってきました。

このような運営の中で、後期高齢者医療と同様に、国保の県単位化に向けて税額の算定方式を統一化する動きがあり、県では資産割を除く3方式（所得割・均等割・平等割）の課税を提唱していることから、当町においても、今後段階的に資産割の率を削減するとともに、資産割削減による国保税全体の減収を3方式の増額により補てんし、国保特別会計の健全財政の保持及び税の平準化を図るため、今年度の保険税率を昨年度に引き続いて改正せざるを得なくなりました。加入者の皆様にはさらなるご負担をおかけするケースもありますが、相互扶助を基本とした国保制度の趣旨にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

## 3. 税率・税額の改正内容

	医療分		支援分 <sup>※6</sup>		介護分 (40歳～64歳までの方)		合計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 <sup>※1</sup>	5.8%	<b>6.0%</b>	1.9%	<b>2.0%</b>	1.8%	<b>1.9%</b>	9.5%	<b>9.9%</b>
資産割 <sup>※2</sup>	20.0%	<b>15.0%</b>	6.0%	<b>5.0%</b>	4.0%	<b>3.0%</b>	30.0%	<b>23.0%</b>
均等割 <sup>※3</sup>	23,000円	23,000円	8,000円	8,000円	9,000円	9,000円	40,000円	40,000円
平等割 <sup>※4</sup>	25,000円	25,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	39,000円	39,000円
賦課限度額 <sup>※5</sup>	51万円	51万円	14万円	<b>16万円</b>	12万円	<b>14万円</b>	77万円	<b>81万円</b>

※1 所得割…前年中の所得から加入者ごとに基礎控除（33万円）を差し引いた額×税率です。

※2 資産割…土地及び家屋にかかる固定資産税額×税率です。

※3 均等割…世帯ごとの加入者人数×税額です。

※4 平等割…一世帯あたりの税額です。

※5 賦課限度額…算出した1年間の国保税が条例で定められた額を超えるときに、その額で打ち切る額です。

※6 支援分…後期高齢者医療費への支援分です。

◎表中の青ふち太字は増分、太字は減分を示しています。

## 4. 国保税の年金からの天引き（特別徴収）について

世帯内の国保被保険者が全員65歳から74歳の世帯は、世帯主の年金から国保税が天引き（特別徴収）になります。

## 《特定健診及び各種がん検診》

下記日程で特定健診及びがん検診を実施いたします。健診を希望される方はいきいき健康福祉センターにお申込み下さい。

### ●健診項目と自己負担額

	健診項目							
	特定(基本)健診(¥1,500)	胃がん(¥1,000)	超音波(¥1,000)	大腸がん(¥500)	肺がん(レントゲン)(無料)	肺ヘリカルCT(¥1,500)	乳がん(¥1,000)	骨粗鬆症(¥500)
20～39歳	○	○	○	○	○	○	○ 超音波検査	○
40～74歳	国保	○	○	○	○	○	○ 40歳から偶数年 : X線撮影 41歳から奇数年 : 超音波検査	○
	社保(家族)	○ (受診券が必要)	○	○	○	○		○
	社保(本人)	×	○	○	○	○		○
75歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○
								*8月26日・27日、11月25日は無し

- 社会保険本人の方は、特定健診の受診はできません。
- 西桂町国民健康保険の方は、受診券は必要ありません。  
40歳以上で社会保険の被扶養者の方が、特定健診を受診される場合は、受診券が必要となります。  
保険証に記載されている保険者に問い合わせ、受診券を取得してください。
- 国民健康保険の方で、すでに健診申込み表にて申し込まれた方は、申込みの必要はありません。
- 結核住民検診は、今年度より特定健診と同日に行います。結核住民検診は肺がん(レントゲン)と同様の検査となります。  
検診を希望される方は、申し込みが必要です。肺がん検診(レントゲン)をいきいき健康福祉センターにお申込み下さい。

### ●日程

日程	申し込み期間	健診機関	受付時間	場所
8月26日(火)	7月28日(月)～ 8月1日(金)	富士吉田 医師会	午前8:30 ～9:45	いきいき 健康福祉 センター
8月27日(水)				

## 《結核住民検診が変わります》

今年度より、64歳以上の方を対象とした結核住民検診は、特定健診及びがん検診と同日に行ないます。従来の結核住民検診は、肺がん検診(レントゲン)と同様の検査項目になります。

結核住民検診を希望される方は、肺がん検診(レントゲン)をいきいき健康福祉センターにお申込みください。

TEL 0555-25-4000

西桂町地域包括支援センター  
(いきいき健康福祉センター内)

【申し込み先】

【申込締切】7月25日(金)

【定員】30名

浜田 純一 先生

お気軽フィットネス教室

【講師】

五感を使った脳を活性化する  
レクレーション等

【対象】65歳以上の高齢者

【場 所】いきいき健康福祉センター  
機能訓練室

【時 間】午前10時～11時30分

【開催日】計8回  
7月30日(水)、8月6日(水)  
8月18日(月)、8月25日(月)  
9月3日(水)、9月12日(金)  
9月17日(水)、9月24日(水)

## 認知症予防教室 のお知らせ

最近、物忘れが気になったり、すぐ疲れてしまったり生活を楽しめなくなったりということはありませんか？

今回、65歳以上の方を対象に認知症予防教室を開催します。楽しく体を動かしながら、脳を活性化させ、認知症を予防しましょう！参加を希望される方は、いきいき健康福祉センターまで、お申し込み下さい。

## 小学生の声で放送しています。

西桂町防災行政無線で日々放送しています、小学校下校予定時刻について、小学生の声による放送を開始しました。

5月14日(水)に録音し、翌週の5月19日より放送を開始しました。午後3時の下校についての放送を、小学6年生 諏訪田夏梨さん、午後2時の下校についての放送を、小学6年生 奥脇莉南さんがそれぞれ行っております。お二人の元気で可愛い声に注目してみてください。

※午後2時・3時の下校予定以外の放送は、通常どおり役場職員の声で放送されます。



## 河川にゴミを捨てないでください!!

家庭で不用になったゴミなどが河川に捨てられると、道路の側溝が詰まり水が溢れ、重大な事故につながる可能性があります。

また、上流で流されたゴミが下流へ溜まり、住民の方々がたいへん迷惑しています。

**ゴミを河川などに捨てる行為は「不法投棄」となり、法律で罰せられますので、町で定められたルールに従って処分するようにお願いいたします。**

西桂町役場 建設水道課  
0555 (25) 2121

## 西桂町農業委員会委員一般選挙のお知らせ

西桂町では、次のとおり選挙が行われる予定です。

投票日には、棄権することなく投票に出掛けてください。

また、入場券については、今までの選挙では世帯ごとに封筒にて郵送していましたが、今回よりハガキで個人ごとに郵送いたします。

### ◎当日投票

日時 平成 26 年 7 月 6 日 (日) 午前 7 時～午後 8 時

場所 ふれあいサロン三ツ峠

### ◎期日前投票

日時 平成 26 年 7 月 2 日 (水) ～ 5 日 (土)

午前 8 時 30 分～午後 8 時

場所 ふれあいサロン三ツ峠

※投票日に予定のある方は、期日前投票をお願いします。また、期日前投票を行う方は入場券の裏面に宣誓書がありますので必要事項をご記入の上、投票をお願いします。

問い合わせ先：西桂町選挙管理委員会

## ○料金計算例

・口径 13mm、一般用 2 ヶ月で 50m<sup>3</sup>使用した場合

### 水道料

基本料金	超過料金	メーター使用料	税率	消費税	水道料金※	影響額
20m <sup>3</sup> まで 1,200 円	60円×30m <sup>3</sup> 1,800 円	80円×2ヶ月 160 円	5%	158 円	3,310 円	100 円
			8%	252 円	3,410 円	

### 下水道料

基本料金	超過料金	税率	消費税	水道料金※	影響額
20m <sup>3</sup> まで 1,900 円	95 円× 30m <sup>3</sup> 2,850 円	5%	237 円	4,980 円	150 円
		8%	380 円	5,130 円	

(※ 10 円未満切捨て)

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられました。  
水道及び下水道使用料金については、平成 26 年 5・6 月分 (7 月請求分) から、消費税率 8 % の適用となりますので、町民の皆様のご理解をお願いいたします。

水道及び下水道使用料金の消費税率の適用のお知らせ

山梨県景観セミナーを開催します。

美しい景観は、風土を育み、調和のとれたまちづくりと地域への愛着を生み出します。

魅力ある景観を守りつつ、活用していくことが大切です。このセミナーでは、まちづくりや地域の活性化と、景観とのかかわりについて考えます。

景観に興味のある方やまちづくりに関心のある方など、お気軽にご参加ください。

◇日時 7 月 17 日 (木)  
午後 2 時～4 時

◇場所 県立文学館 講堂  
(甲府市真川 1 丁目 5-35)

◇講師 西村 浩氏  
(建築家/株式会社 ワークヴィジョンズ代表)

◇演題 「つくる」から「使う」  
時代へー景観と賑わいを育む地域力ー

◇対象者 どなたでも参加できます。

◇参加費 無料

◇申込 次の申込先へ氏名、人数  
などをご連絡ください。

◇問い合わせ・申込先  
先着 300 名

美しい県土づくり推進室

TEL 0555-2223-1325

FAX 0555-2223-1857

西桂町 建設水道課 建設係

## 農作業の安全について

- 農作業中の事故により、毎年約400名もの尊い命が失われています。
- 県では、6月1日から6月30日までの1ヶ月間は、「農作業安全運動の重点期間」として、各関係機関の協力を得ながら農業者の皆さんに安全な農作業の推進を呼びかけています。
- 農家の皆さんは次の点に注意して、農業機械を利用してください。
- 作業時は作業に適した服装とする。
  - ほ場の出入り、あぜ越えに注意する。
  - 移動走行時には人や車に注意する。
  - 点検・整備はエンジンを停止する。
  - 取扱説明書・安全ラベルを理解する。
  - 柵・支柱・針金等は目印などで目立たせる。
  - できる限り一人で作業しない。
  - こまめな休息、水分・塩分補給を取る。
- ちよつとの油断が大きき事故を引き起こします。「農作業は、焦らず、急がず、慎重に！」を合言葉に、農作業安全に努めてください。

## 東富士五湖道路 夜間通行止のお知らせ

NEXCO 中日本 八王子支社は、お客様に高速道路を安心・安全・快適にご利用いただくために、中央自動車道富士吉田線の河口湖IC～須走IC間（上下線）で、トンネル設備の点検、更新、舗装補修工事などに伴う夜間通行止めをおこないます。

東富士五湖道路は、暫定2車線のため車線を規制して作業することができないことから、交通量の少ない夜間の時間帯に通行止めをおこなうものです。地域の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

■通行止め日時：7月7日（月）～10日（木）の午後7時～午前7時（3夜間）（※悪天候時は翌日同時刻に順延）  
 ■通行止め区間：中央道 河口湖IC～東富士五湖道路 須走IC  
 ■迂回路：国道138号  
 ■問い合わせ：NEXCO 中日本お客様センター

☎ 0120-922-229

大月保全・サービスセンター

☎ 0554-22-2151

## 平成26年度富士五湖広域行政事務組合 消防職員採用試験実施要項

富士五湖広域行政事務組合消防職員採用試験を次のとおり実施する。

### 1. 採用職種及び採用予定人員

- |            |      |
|------------|------|
| (1) 職種     | 消防吏員 |
| (2) 採用予定人員 | 8名   |

### 2. 受験資格

#### (1) この試験が受けられる者

- ①大学卒：昭和63年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者
- ②高校以上卒：平成2年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
- ③平成27年3月前記①、②の学校を卒業見込みの者

#### (2) 身体要件

- ①身長：1.6メートル以上
- ②胸囲：身長 $\times$ 2分の1以上
- ③体重：52キログラム以上
- ④体質：健全で四肢に支障のない者（呼吸器・心臓疾患・腹部内臓器に疾病のない者）
- ⑤視聴力：弁色力及び聴力が完全である者
- ⑥言語：言語明瞭で発声充分である者

#### (3) 住所要件

採用時において構成市町村（富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・富士河口湖町・鳴沢村）に住所を有し、その後も当該地域に継続して居住するもの。

### 3. 欠格条項

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 4. 受付期間及び手続

#### (1) 受付期間

- ①平成26年7月22日（火）～8月11日（月）（土曜・日曜日を除く。）
- ②受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。
- ③郵送の場合は8月11日までの消印のあるものに限り受け付けます。

#### (2) 申込書の配布

平成26年7月15日（火）～

#### (3) 試験申込

- ①試験申込書に記入して富士五湖消防本部管理課に提出して下さい。
- ②郵送の場合は、封筒の表に「町村職受験」と朱書きし、書留郵便にして送付して下さい。なお「受験票」には宛先を明記し、52円切手を貼って下さい。

### ※問合せ先

〒403-8599

富士吉田市下吉田6丁目2番6号  
 富士五湖広域行政事務組合  
 富士五湖消防本部 管理課  
 電話 0555-22-4428

### 5. 第一次試験

#### (1) 日時及び場所

平成26年9月21日（日） 午前9時  
 （受付開始時間午前8時30分）  
 山梨大学甲府西キャンパス  
 甲府市武田4-4-37

#### (2) 試験方法

- ①教養試験（公務員として必要な一般的知識・知能について）
- ②消防適性検査（消防職員としての適応性の検査について）
- ③一般性格診断検査（職務・職場への適応性について）

※第一次試験の合格発表については、10月15日（水）までに組合・構成市町村役場掲示場並びに富士五湖消防本部HPで行います。

### 6. 第二次試験

#### (1) 日時及び場所

日時及び場所等については、第一次試験合格者に通知します。

#### (2) 試験方法

- ①文書による表現力等についての試験
- ②人物についての面接による試験
- ③職務遂行に必要な体力度試験（運動靴、ジャージを持参）



## 夏の「きこえ」と「ことば」の相談会

- 日時 平成26年7月13日(日) 7月15日(火) 午後9時～午後5時まで
- 場所 県立ろう学校
- 対象 0歳児から大学生まで
- 相談内容
  - ①「きこえ」と「ことば」に関する悩みの相談
  - ②「きこえ」と「ことば」に不安のあるお子さまへのかかわり方について(育児相談)
  - ③「きこえ」と「ことば」に不安のあるお子さまの生活や学習について(教育相談)
  - ④聴力測定
  - ⑤補聴器相談
- 申込方法 事前に電話かFAXで日時を予約して下さい(締め切りは7月10日(木)午後3時まで)
- 問合せ先
 ろう学校「きこえとことば」の相談支援センター(手塚)
 

TEL 0553-22-1378  
FAX 0553-22-6419

## 学校見学及び入学相談等

- 場所及び時間帯 山梨県立盲学校 (甲府市下飯田2-10-2)
- 学校見学及び入学相談 毎週木曜日午前9時から正午、午後1時30分から3時まで
- 授業見学週間 平成26年7月7日(月)～7月11日(金)
- 申込方法 事前に電話で平日午前9時から午後5時まで
- 問合せ先 山梨県立盲学校 教務係 担当 白倉・保坂
 

TEL 055-2226-3361  
FAX 055-2226-3362  
E-mail ysri@kai.ed.jp

## 夏のEye愛つのみ相談会

- 日時 平成26年7月5日(土) 7月6日(日) 8月30日(土)
- 場所 山梨県立盲学校
- 申込方法・時間 開催週の木曜日までに、盲学校へ電話で申し込みをお願いします。平日午前9時から午後5時まで
- 費用 無料
- 問合せ先 山梨県立盲学校 (甲府市下飯田2-10-2)

TEL 055-2226-3361  
FAX 055-2226-3362  
Eye愛つのみ相談支援センター 担当 吉田

## 多重債務相談窓口

- 受付 平日8時30分～16時30分
- 問合せ先 財務省関東財務局 甲府財務事務所「多重債務相談窓口」 (甲府市丸の内1-1-8) 甲府合同庁舎8階
 

☎055-2253-2261

## 「第11回歯つぱい8020達成者表彰」達成者募集

- 応募資格
  - ①昭和9年3月31日前に生まれた人で、自分の歯が20本以上残っている人。歯は治療してあってもよい。
  - ②過去の表彰者は除く(ただし、100歳以上で20本以上の歯がある方は、過去に受賞していても「歯つぱい百寿賞」特別賞へ応募可能)
- 応募期間 平成26年6月2日(月)～8月16日(土)
- 問い合わせ かかりつけ歯科 医院

## 自殺予防のための相談

- 日時 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時
- 夜間相談 火曜日～日曜日 午後4時～10時 このころの健康相談統一ダイヤル
 

☎0570-064-556

## 都留文科大からのおしらせ

- 8月から12月中旬までカリフォルニア大学からの留学生と気軽に交流していただけるホストファミリーを募集します。
- 問合せ先 都留文科大国際交流室
 

TEL 0554-43-4341  
内線 686

## 警察官採用募集

- 担当 小林・前田  
メール fumi@tsuru.ac.jp
- 試験区分
  - ①警察官A(男性) 20名程度(女性) 2名程度
  - ②警察官武道指導・柔道又は剣道(男性) 2名程度
  - ③警察官B(男性) 23名程度(女性) 4名程度
- 受付期間 平成26年7月28日(月)～8月22日(金)
- 第一試験日 平成26年9月21日(日)
- 採用時期 平成27年4月
- 問い合わせ先 大月警察署または管内の交番・駐在所
 

TEL 0554-22-0110(代)

## 富士急ハイランドでは西桂町民の方を対象に特別料金を設定しました

期間 平成26年7月12日(土)～7月31日(木)

業種	区分	設定料金	通常料金
フリーパス券	大人	4,600円	5,200円
	中人	4,100円	4,700円
	小人	3,400円	3,800円

※町民の証明書(小学生名札)等をご持参ください。

## 母親クラブ

### ●5/16(金)母親クラブ

てるてる坊主に写真やシールを貼ったりメッセージを書いて父の日のプレゼントを作りました★

### ●7/18(金)10時～YLO会館1階和室

親子でかき氷作りをします。自分で作ったかき氷を、お友達と一緒に楽しく美味しく食べましょう♪

## 児童館

### ●5/10(土)しおり作り

自分で絵柄を探しキャラクターを写して色付けをしたり、カレンダーから好きなキャラクターを切り取り並べて大きな壁掛け風に…と工夫も見られ自分のやりたいように楽しむことができました。仕上がりにも満足出来た様子でした。

### ●5/24(土)

好きな遊びをして楽しみました。

ピンポンをしたり、カードで遊んだり…バトミントンは中ですると天井についてしまうので外で行いましたが、微妙な風に羽が乗り難しくなっていました練習をしていくうちにコツをつかんで上手になりました(\*^\_^\*)

### ●6/7(土)第17回児童館こどもまつり

今回は雨の中ではありましたが210名程の参加をいただきました。都留文科大学の学生による「進化じゃんけん・大根抜き」から始まり、1Fは“ファイルデコレーション・かさぐるま・紙でつぼう・けん玉・お手玉”で遊び、手織コーナーではた織りを体験してもらいました。2Fの折り紙コーナーは森の妖精…トトロ…♥を作り、ネイルでは先生にデコレーションしてもらいとっても素敵！母親クラブの方々にも応援して頂きました。集会室では小さい子どももお家の人と一緒に、小学生はおかわりをしたり…カレーライス・フルーツゼリーをいただきました。そしてヨーヨーコーナーは大盛況！こよりが破けない様に上手につけて何回も楽しめた様です。民生委員さんをはじめ、コーナー指導者の方々、大学生、中学生の皆さんに感謝致します。多くの方々のご協力により“こどもまつり”が開催できました。今後も児童館へのご理解、ご協力を宜しくお願い致します。

## 保育所

### ●5/14(水)一日保育士

26年度役員の方々、一日保育士として入室していただきました。はじめは緊張ぎみのお父さん先生・お母さん先生でしたが、子ども達の天真爛漫な明るさに癒され、笑顔で子ども達に接して下さいました。夏野菜の苗付け・種まき・散歩など、役員の方々のお力をお借りし、充実した時間を過ごすことができました。今後とも子ども達の成長を見守り、ご協力よろしく申し上げます。

### ●5/24(土)父母の会

父母の会が行われなわれました。各年齢の日頃の保育を見ていただき、子ども達と触れ合うなかで子ども達の成長の様子を感じていただくことができました。子ども達が保育所でどのように過ごしているか様子がわかり、良かった…などの感想をいただくことができました

人口と世帯

平成26年6月1日現在

男 2,247人(-4)  
 女 2,353人(-4)  
 合計 4,600人(-8)  
 世帯 1,540世帯(+1)

※住民基本台帳(外国人含む)に基づく人口と世帯数を掲載

おめでた(誕生)  
 下暮地 勝俣 咲也 (保護者)  
 倉見 山 俊郎 (親族)  
 柿園 乙 顔 健太郎 (龍一 絹代)  
 上町 岩 田 計三 (昌之)  
 下暮地 前井 田上 宗重 (寿和子 たね子)  
 おくやみ(死亡)

7月・8月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
<b>7月の納税</b> ●固定資産税 2期 ●国民健康保険税 1期 ●介護保険料 1期 ●後期高齢者医療保険料 1期		<b>7月 1</b> ●両親学級 pm7:30~ (いきいき健康福祉センター)	<b>2</b> ●お話の会 am10:30~ (子育て支援センター) ●認知症予防教室 am10:00~pm1:00 (いきいき健康福祉センター)	<b>3</b> ●母子相談・母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	<b>4</b> ●アクティブクラス pm8:00~9:30 (いきいき健康福祉センター)	<b>5</b> ●土曜開放日 am10:00~11:45 (子育て支援センター) ●児童館事業 am9:30~11:30
<b>6</b>	<b>7</b> ●今月の製作遊び (子育て支援センター) 7日(月)~11日(金)	<b>8</b>	<b>9</b> ●リトミック遊び am10:30~ (子育て支援センター) ●ふれあい健康相談 am10:00~12:00 (ふれあいサロン三つ峠) ●認知症予防教室 am10:00~11:30 (いきいき健康福祉センター)	<b>10</b>	<b>11</b> ●ここに親子ベビーマッサージ体験 am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター) ●アクティブクラス pm8:00~9:30 (いきいき健康福祉センター)	<b>12</b> ●中学校図書館一般開放日 am10:00~12:00 pm1:00~3:00 ●児童館事業 am9:30~11:30
← 今月の製作遊び 7日(月)~11日(金) →						
<b>13</b> ●特定健診及びがん検診 am8:30~10:30 (いきいき健康福祉センター)	<b>14</b> ●赤ちゃん広場 pm1:30~ (子育て支援センター) ●特定健診及びがん検診 am8:30~10:30 (いきいき健康福祉センター)	<b>15</b>	<b>16</b> ●親子ふれあい遊び 『講師 天野 健一氏』 am10:30~ (子育て支援センター) ●認知症予防教室 am10:00~pm1:00 (いきいき健康福祉センター) ●1歳6ヶ月児健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	<b>17</b> ●母子相談・母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	<b>18</b> ●アクティブクラス pm8:00~9:30 (いきいき健康福祉センター)	<b>19</b>
<b>20</b> 海の日	<b>21</b>	<b>22</b> ●離乳食・育児教室 am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター) ●小中学校終業式	<b>23</b> ●認知症予防教室 am10:00~11:30 (いきいき健康福祉センター) ●泥んこ遊び 場所:らんらんランド (子育て支援センター)	<b>24</b>	<b>25</b> ●7・8月 合同誕生会 am10:30~ (子育て支援センター) ●アクティブクラス pm8:00~9:30 (いきいき健康福祉センター)	<b>26</b> ●中学校図書館一般開放日 am10:00~12:00 pm1:00~3:00 ●児童館事業 am9:30~11:30
<b>27</b>	<b>28</b>	<b>29</b> ●プール遊び am10:30~ (子育て支援センター)	<b>30</b> ●認知症予防教室 am10:00~pm1:00 (いきいき健康福祉センター) ●乳児健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	<b>31</b> ●5歳児健康相談 pm3:30~ (いきいき健康福祉センター)	<b>8月 1</b> ●アクティブクラス pm8:00~9:30 (いきいき健康福祉センター)	<b>2</b>
← 特定健診(8月26日・27日) 申込期間7月28日(月)~8月1日(金)まで →						
<b>3</b>	<b>4</b>	<b>5</b> ●献血 am10:00~pm3:00 (いきいき健康福祉センター)	<b>6</b> ●認知症予防教室 am10:00~11:30 (いきいき健康福祉センター)	<b>7</b> ●母子相談・母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター) ●プール遊び am10:30~ (子育て支援センター)	<b>8</b> ●アクティブクラス pm8:00~9:30 (いきいき健康福祉センター)	<b>9</b> ●児童館事業 am9:30~11:30

# フォトニュース



## 児童館



しおり作り



## 児童館 こどもまつり



## 母親クラブ



## 保育所



父母の会



一日保育士



この広報誌は環境に配慮した  
植物油インキを使用しています。

